

食品混入異物調査はブンカケンへ！

食品に混入した異物のニュースが後を絶ちません。

厚生労働省は、異物混入や誤表示などによりメーカーが食品を自主回収する際には自治体への報告を義務付ける事を含め、2018年6月13日に食品衛生法の改正を公布しました。

弊所では、樹脂や金属、ガラスや陶磁器など多様な異物に対して、材質や形状、可能な場合には由来の推察などを行い、メーカーでの異物混入の再発防止のお手伝いを致します。



【赤外顕微鏡付きフーリエ変換赤外分光光度計】

有機物質の種類を判別する装置で、
0.1mm未満の小さな異物でも測定可能です

樹脂の種類やセルロース、タンパク質などを
判別できます



【エネルギー分散型蛍光X線分析装置】

ナトリウムよりも原子番号の大きな元素の含有量を
簡易的に測定します。

金属や合金の種類などを非破壊で判別可能です。

弊所では、異物の混入に限らず、破損などのクレーム調査、玩具や日用品の物理的、化学的適合性などの試験も行っております
皆さまからのご相談・ご依頼をお待ちしております！

お問い合わせはこちらまで

一般財団法人 日本文化用品安全試験所（ブンカケン）

<http://www.mgsl.or.jp/Default.aspx>



大阪事業所 化学分析部 TEL:072-968-2228 kagaku-osaka@mgsl.or.jp

ガラス製品試験センター TEL:072-968-2227 glass-osaka@mgsl.or.jp